

## 第 1 2 回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成 19 年 7 月 21 日 (土) 10 時 00 分 ~ 11 時 35 分
場 所	北館 2 階 第 2 会議室
出 席 者	委員長 荒川 洋二 委 員 中尾 英夫 委 員 阪口 徳雄  事務局 岡本副市長 外 5 名
会議の公表	公 開                      非公開                      部分公開  < 非公開・部分公開とした場合の理由 > 芦屋市入札監視委員会規則 (平成 1 4 年芦屋市規則第 1 1 号) 第 5 条第 5 項の規定により非公開。
傍聴者数	0 人

### 1 開 会 委員長挨拶

### 2 議 事

#### (1) 入札・契約手続の運用状況等報告 (18年度下半期執行分)

(事務局)

平成 1 8 年 1 0 月 1 日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日までの期間中に発注した建設工事の入札・契約状況についてについて報告。

公募型指名競争入札	1 件
公募型指名競争入札以外の指名競争入札	3 7 件
随意契約	1 0 件

昨年 6 月の工事等の指名業者選定基準の一部改正により、昨年 7 月以降引き続き下半期全体の入札についても、市外の事業者を 3 割程度増員して行なった入札では、落札率の低下が見受けられた旨説明。

#### (2) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告 (18年度下半期措置分)

(事務局)

平成 1 8 年 1 0 月 1 日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日までの期間中に行なった指名停止措置状況について、件数 ( 2 3 件・延 4 7 社 ) 及び主たる内容について報告。

平成 1 8 年 1 月 4 日施行の改正独占禁法により、課徴金減免制度が設けられたことから、比較的規模の大きい談合事件が告発され始めた時期のように考えられ、平成 1 8 年度の下半期については、名古屋市の地下鉄工事談合事件や、特定水門設備工事談合事件がそれに当たると考えられる旨説明。

#### (3) 入札・契約・指名停止等の経緯等審議

(事務局)

昨年度下半期に実施した 3 8 件の指名競争入札 (内 1 件は公募型) の内、抽出された 7 件について工事概要、落札金額等の報告及び説明を行い、質疑、応答及び意見を頂く。

【質疑・応答・意見】

総合評価方式による入札案件の評価項目について、騒音値以外に設定したものの有無についての質問があり、今回の案件については、騒音値のみを評価項目とした旨回答

提案された騒音値の担保についての質問があり、施工直後と1年後に特殊車両を用い、実際に騒音値を測定する旨回答

大手事業者の中には、談合体質からの脱却を図るため、談合の可能性が疑われるような場合には、入札に参加すればそれなりの数字を入れなければならないことから、入札を辞退するケースが増えてきている。

一般競争入札では参加の意思表示をしなければ良いのだが、指名競争入札ではそうも行かないので入札辞退となる。

入札辞退というのは消極的談合ともいえるが、今回の案件では、そのようなことは無いと考えられる。

最低制限価格を設定していない案件については、低入札価格調査制度は採用していないのかとの質問があり、本市としては調査制度は採用していない旨回答

(4) 芦屋市入札監視委員会意見書の進捗状況及び今後の取組

工事等の指名業者選定基準の改正結果について

(事務局)

下半期の入札・契約手続きの運用状況報告の中でも触れているとおり、市外事業者の指名増を行なった入札では平均落札率は下がっているが、市内事業者のみで行なった場合はむしろ平均落札率は上昇傾向にある。

【委員会意見】

確実に効果が上がってきているように見受けられるので、今しばらく続けてみる必要がある。

※注 直近1年間の落札率統計については、平成18年7月14日～平成19年7月4日  
入札実施分

簡易公募型指名競争入札試行要領の施行について

(事務局)

前回の委員会で審議した簡易公募型指名競争入札について、入札契約制度検討委員会において試行要領の細部を調整し、電子入札システムの稼働に併せて実施する予定にしており、同試行要領は平成19年4月1日施行した。

【質疑・応答】

電子入札は、いつから実施するのかという質問があり、8月下旬に模擬入札の実施を予定しており、その後個々の案件内容を確認しながら、順次電子入札に移行する予定である旨回答

(5) その他

一般競争入札における募集条件等について

本年4月に実施した条件付き一般競争入札芦屋市立朝日ヶ丘小学校耐震補強外工事について、5社しか応募がなかったこと及び入札辞退者がいたことについて質問を受けている。

募集条件の設定についても、この案件についてのみ特に厳しく設定した項目は無かったと考えているが、今回の募集条件等について、考えられる問題点等があればご指摘をいただきたい。

【質疑・応答・意見】

今回の案件については、特殊性の高い工事であるのかとの質問があり、耐震補強工事とエレベーターを設置する工事であり、特別高度な技術力を必要とする案件ではない旨説明

耐震補強工事については、全国的に実施しており、工事が立て込んでいる状況にある。

民間の建物の耐震工事も増えてきていることから、予定価格の範囲内で納まらない場合や、まったく応募者の居ないケースも出てきている。

1社辞退したことについては、いろいろな状況を考えることはできるが、理由について結論付けることはできない。

逆のケースで、1社を残して他のものが辞退する場合には消極的談合といえるが、今回の場合は入札結果から見ても健全な傾向にあり、十分に競争性が発揮されていると見るべきである。

社会貢献度を加味した入札方式について

来年度から、事業者の社会貢献度を加味した入札制度の実施を考えていますが、どのような条件が考えられるかご教授いただきたい。

【委員会意見】

芦屋市の居住者を雇用しているというのは、芦屋市の地域貢献に寄与しているといえる。

防災協定を結んでいるというのは、正にそのとおりである。

支店や営業所があっても意味が無い。本店を置くことが大切である。

緊急時の工事対応状況を評価することも考えられる。

点数の配分、加点方法等については、十分に検討する必要がある。

### 3 閉 会